

赤磐市立中央図書館建設基本構想



平成18年3月

赤磐市教育委員会

目 次

| | | |
|------|----------------------------|----|
| I | はじめに | 1 |
| | 1. 赤磐市のあゆみ | |
| | 2. まちづくりの基本方向と図書館 | |
| II | 現中央図書館の現状と課題 | 1 |
| III | 新図書館の建設場所 | 2 |
| | 1. 新図書館の位置づけ | |
| | 2. 建設場所（候補地） | |
| | 3. 建設候補地の概要 | |
| | 4. 山陽グラウンド・山陽体育館について | |
| | 5. 山陽グラウンド・山陽体育館の利用と代替案 | |
| IV | 新図書館のあり方 | 4 |
| V | 新図書館の規模等の目標 | 5 |
| VI | 新図書館の姿 | 6 |
| | 1. 生涯学習の拠点としての図書館 | |
| | 2. 恵まれた自然と歴史のまちにふさわしい図書館 | |
| | 3. 生活者を支援し、心の豊かさと安らぎのある図書館 | |
| | 4. 情報の拠点としての図書館 | |
| | 5. 地方分権時代に求められる図書館 | |
| | 6. 図書館ボランティアに活動の場を提供する図書館 | |
| VII | 新図書館サービス、図書館システムとネットワーク | 8 |
| | 1. 新図書館サービスのめざす姿 | |
| | 2. 図書館システムとネットワークのめざす姿 | |
| VIII | 新図書館に具備する施設、設備・備品 | 9 |
| | 1. 開架のフロア | |
| | 2. その他の利用者スペース | |
| | 3. 書庫 | |
| | 4. 移動図書館サービスのためのスペース | |
| | 5. 管理・運営のスペース | |
| | 6. 設計において留意する点 | |
| IX | 新図書館建設の基本方針 | 11 |
| | 1. 建設計画 | |
| | 2. 設計者の選定方法 | |
| | 3. 建設推進スケジュール | |

I はじめに

1. 赤磐市のあゆみ

赤磐市は、平成17年3月7日、赤磐郡内の山陽町、赤坂町、熊山町、及び吉井町が合併して誕生した。

本市は、豊かな自然や文化遺産に恵まれる一方で、交通網の発達などにより田園都市的な環境整備も進んでいる。

合併後の総人口は45,646人(3月7日現在)、総面積209.43平方km。

「人いきいき、まちきらり」をキャッチフレーズに、活力と個性あふれる。新たなまちづくりを目指している。

2. まちづくりの基本方向と図書館

●新市建設計画（合併後のビジョン）

- | | |
|-------|------------------|
| ・基本方針 | 「心豊かな人づくり・文化の振興」 |
| ・主要施策 | 「生涯学習・生涯スポーツの推進」 |
| ・主要事業 | 「生涯学習施設の整備・充実」 |
| ・提案事業 | 「中央図書館建設」 |

II 現中央図書館の現状と課題

昭和61年7月、旧山陽町立図書館として開館以来19年が経過し、市民に広く認知される一方で、蔵書数が10万冊を超えるなど収蔵能力やスペース等の限界から、資料・情報の充実を図ることが困難であり、市民が要求する図書館サービスに押しきれていない状況がある。

生涯学習時代を迎えて、今後ますます多様化・高度化・専門化する利用者ニーズに答えていくことが大切な課題となってきた。しかし、現中央図書館は、資料の提供・保存の機能が十分果たされているとはいえない。また、IT（情報技術）を活用したサービス機能も構築されていない状況となっている。これらの課題を解決し、だれもが利用しやすくゆったりとした施設とスペースの確保、学習・研究ニーズに合った資料・情報の充実、生活情報の充実、子どもや高齢者、障害者に対するサービス、学習室の充実、映像資料、インターネットによる情報技術の活用など、新市市民の期待に応えられる図書館サービスが担える新しい中央図書館(以下、新図書館という)の建設が求められている。

また、合併により、新市の生涯教育の中核施設として対応できる独立した新たな図書館を早急に建設する必要がある。

Ⅲ 新図書館の建設場所

1. 新図書館の位置づけ

新市における図書館サービスの中核として機能する中央図書館を整備

2. 建設場所（候補地）

新図書館の建設場所は、生涯学習施設の中核施設として将来にわたって永く利用者に親しまれるために重要なことであり、場所の選定にあたっては次の視点から検討した。

（1）利用圏域（交通アクセス）

図書館利用圏は、周囲の地形や道路事情、住宅分布によって左右され一般に徒歩等での行動範囲は図書館から半径1.5kmとされているが、土日に限らず平日もマイカー、自転車利用が多く全体の約8割を占め、車での使用が距離的な抵抗感を軽減し、広い利用圏域を形成している。

また、市内のあらゆる年代層の利用を考慮すると公共交通アクセスのよい場所が望ましい。

（2）だれにでも分かる場所

住民に分かり易く、アクセスし易いところ。

（3）子ども・高齢者・障害者への安全確保

過剰な交通の幹線道路沿いでなく、便利さと安全が確保し易いところ。

（4）環境条件がよい

緑が多く、騒音などが少なく、明るく開放的な雰囲気を感じられるところ。

（5）設計の制約が少ない

敷地が広く、設計の自由度が高いところ。

（6）駐車スペースの確保

日常生活において自動車による移動が定着している現在、駐車場の確保は重要である。このため、広い駐車スペース（他の施設との共同利用も可）が確保可能なところ。

（7）文化ゾーンの核（シンボル）として

図書館が他の文化施設と連動して機能し、新市の文化ゾーンを形作る核となり得るところ。

☆これらの条件を満たす場所として、新たな敷地を求めることは財政事情からも好ましくなく、市有地の中で、現山陽グラウンド・山陽体育館敷地が最適と考える。

3. 建設候補地（山陽グラウンド・山陽体育館）の概要

| 地番 | 地目 | 面積 |
|---------|------|---------------------|
| 下市325-1 | 学校用地 | 7,255m ² |
| 下市327 | 学校用地 | 2,392m ² |
| 合計 | | 9,647m ² |

※敷地図別紙のとおり

4. 山陽グラウンド・山陽体育館について

- ・両施設は昭和51年8月に完成。その後、桜が丘運動公園・西山グラウンド・ふれあい公園などの社会体育施設が整備されている。
- ・山陽体育館は旧高陽中学校の体育館（昭和34年3月完成）であり、建築後45年が経過し、「補助事業等により取得した財産の処分制限期間」である40年（S造）を超えている。

5. 山陽グラウンド・山陽体育館の利用状況と代替案

<利用状況>

- 山陽グラウンドは、盆踊り花火大会、文化祭ふれあい広場、赤磐消防集団訓練、下市地区運動会などに利用されている。
- 山陽体育館は定期使用・随時使用を含めるとほぼ空くことなく、バレーボール、バドミントン、卓球、新体操、戦没者追悼式（社協）などに利用されている。

<代替案>

- 体育館の日中使用については、ふれあい公園へ
夜間使用については、学校開放で対応
- グラウンド使用については、ふれあい公園へ
- 盆踊り・ふれあい広場は、山陽小学校運動場へ
- 消防集団訓練は、高陽中学校運動場へ

☆各利用者には事前に協議し、理解と協力を得る必要がある。

IV 新図書館のあり方

新図書館の建設計画にあたっては、公共図書館を取り巻く社会の変化ならびに行政の動向を踏まえ、これらの変化に的確に対応する必要がある。

【社会の変化】

○10年後のあるべき図書館を考える場合、社会がどのように変化するのかを提示しておくことが大前提となる。

＜5つのキーワードに集約＞

・高度情報化社会・少子高齢化社会・生涯学習社会・国際化社会・分権型社会
○地域の住民の暮らし向きが変化していくのであれば、生活と密に関係する公共図書館に求められる機能も自ずから変わっていかなければならない。

【図書館行政の動向】

1998年 9月 生涯学習審議会の答申

「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」
・地方分権、住民参加の2つの注目すべき方策が示された。
・図書館サービスの多様化、高度化の必要性が指摘される。

2000年11月 生涯学習審議会の答申

「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」
・社会全体が情報化に向かって大きく進展していることに鑑み、図書館が「地域の情報拠点」としての機能拡大を図るためには、情報通信技術の積極的な導入・活用が不可欠であり、それをもとに電子化された資料や情報を広範囲に提供するなど新たなサービスを展開すべきであるとの方針がしめされた。

2000年12月 生涯学習審議会図書館専門委員会の報告

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について」
・図書館を取り巻く環境の変化に応じて求められるべきサービスの例として、次の点をあげている。
(1)新しい情報通信技術の活用 (2)国際化への対応
(3)高齢化への対応 (4)子どもの読書活動の振興
(5)職業能力開発のための要求への対応
(6)ボランティア活動の推進

☆ 以上のような社会と行政の動向を踏まえ、これからのあるべき公共図書館は「地域の文化と情報の拠点」であるとの認識に立ち計画を進めることとする。

V 新図書館の規模等の目標

「公立図書館の設置および運営上の望ましい基準」(平成12年12月8日)の「参考資料：(2) 数値目標の例」を参考に各々の目標値を算出した結果、次の指標となった。

なお、算出の基礎となる人口は、新市建設計画の平成27年度における推計値46,644人にその後の増加分も加味し、50,000人とした。

| | |
|----------|------------------|
| 延床面積 | 2,942㎡ (約3,000㎡) |
| 蔵書冊数 | 214,717冊 (約22万冊) |
| 開架冊数 | 153,581冊 |
| 年間受入図書冊数 | 16,740冊 |
| 年間購入雑誌点数 | 256点 |
| 視聴覚資料点数 | 8,322点 |
| 年間資料費 | 35,484,222円 |
| 職員数 | 19人 |
| 貸出点数 | 569,567点 |

(注)この目標の例は、生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会によるものである。

☆これらの数値は、貸出活動上位の公立図書館における整備状況の平均値から算出したもので、新図書館の目安としたい。

VI 新図書館の姿

1. 生涯学習の拠点としての図書館

(1) 住民の自発的な学習や楽しみへの要求に応える図書館サービスの充実
住民が求める資料を的確に提供し、住民の生涯学習をあらゆる角度から支援するため、住民の学習に必要な資料を収集し提供するという、生涯学習推進の中核施設の役割を担っていくことが期待されている。

① 子どもに対する図書館サービスの充実

特に幼いころから本に親しむ環境づくりのために、絵本の充実、読み聞かせ等のサービスやブックスタートへの対応に留意する。

② 青少年に対する図書館サービスの充実

青少年の読書要求に応えるとともに、新しいメディアに対して積極的に対応する。

③ 一般成人に対する図書館サービスの充実

日常の暮らしや楽しみのため、さらに仕事にも役立つ資料・情報の収集・提供を行う。

④ 高齢者に対する図書館サービスの充実

くつろぎとゆとりのあるスペースづくりには特に配慮する。

⑤ 障害者に対する図書館サービスの充実

障害者用資料の充実やサービス機器の整備、対面朗読などのサービス

⑥ 外国人に対する図書館サービスの充実

在住の外国人や本市を訪れる外国人にとって、利用しやすく使いやすい資料の提供などのサービス。

(2) 余暇活動を充実するための図書館サービスの充実

① 利用しやすい、快適な図書館

図書館は、子どもからお年寄りまで全世代が利用する施設であり、入りやすく、快適な施設であること。

② 市民の交流の場、サロンとしての図書館

本との出会いだけでなく、本を介した人と人の出会いの場、コミュニケーションとしてのサロンの場を提供する。

③ 必要な時間を、ゆったりと心地よく過ごせる場としての図書館

図書館を訪れた誰もが必要な時間を、心地よく過ごせる空間を提供する。

2. 恵まれた自然と歴史のまち（新市）にふさわしい図書館

(1) 自然に関する充実した資料・情報がある図書館

自然を大切にしまちづくりに役立ち、また自然の大切さが分かる資料や情報の充実に努めるとともに、特産物である果実（桃・ぶどう）など地場産業の振興につながる資料や情報の充実に努める。

(2) 郷土の歴史を大切に作る図書館

県下で第3位の規模を持つ両宮山古墳や、奈良時代備前国の国分寺や国分尼寺・熊山遺跡など、古くから政治・経済・文化の中心地として栄えた郷土の歴史を知るための資料を住民に提供する。

3. 生活者を支援し、心の豊かさと安らぎのある図書館

地域で生活する人々が、安心とゆとりを持ち、心豊かに日常生活を送るために役立つ育児・衣食住・趣味など、生活・文化・教育などの情報や資料を集め提供する。

4. 情報の拠点としての図書館

(1) 情報通信技術を活用した図書館サービスの充実

ホームページを開設し、市民が資料検索や電子化された情報そのものの閲覧ができるシステムを整備し、図書館の資料・情報が利用しやすくなるようなサービスを提供する。また、ホームページを通じての積極的な情報の提供及び発信が必要である。

(2) AV資料、電子資料、外部データベースによる図書館サービスの充実

従来の図書資料に加えCDなどの音響資料、DVD、ビデオなどの映像資料、さらに電子資料の収集・提供とともに外部データベースの活用を行う。

(3) 情報を共有する図書館サービスの充実

自治体の諸計画など地域づくり・まちづくりに関連する資料や情報を積極的に収集し、自治体の情報提供の一層の充実を図る。

5. 地方分権時代に求められる図書館

(1) 民主主義の基盤としての図書館

地方分権時代では、自分のまちのことは自分たちで考えることが求められる。

図書館は、住民に行政資料・地方自治やまちづくりを考える様々な情報を提供し、情報を共有することにより、民主主義が機能する社会基盤の一つとなる。

(2) 地域の文化を支える基盤としての図書館

図書館は、地域の文化を守り発展させるために、貴重な資料や資源を保存し、後世に伝える基盤の一つとなる。

6. 図書館ボランティアに活動の場を提供する図書館

子ども、青少年、成人、高齢者、障害者等多様な利用者に対する図書館サービスを展開するために、必要な知識・技能を有する者の参加を促進する。

そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修など、諸条件の整備を行う。

Ⅶ 新図書館のサービス、図書館システムとネットワーク

1. 新図書館サービスのめざす姿

- (1) 新市の図書館サービスの中核としての機能の充実
全市の図書館サービスの中核機関として、資料・情報の収集・保存・利用の面で高いレベルの機能を備える。
- (2) 住民の求める資料を自由に気軽に貸し出す図書館
図書館の第1の機能は、一人ひとりの住民にその求める資料が無料で気軽に供される個人貸し出しである。様々な資料や情報への要求を持っている全ての人に資料を提供するという機能を十分果たすことが図書館の目的であり、資料を豊富にそろえる必要がある。
- (3) レファレンス・サービス（調査・相談業務）を重視した図書館
利用者の調べごとへの相談に対して、資料案内・レファレンスサービスを行う。
このため、豊富な参考資料の確保に努めるとともに、電子メールの活用や外部情報にも配慮し、他の図書館、類縁機関とのネットワークを組み、利用者の幅広い資料・情報への要求に応える。
- (4) 子どもに好かれる図書館
次代を担う子ども達が幼いころから本に親しみ、図書館利用の楽しさを知る環境づくりを進める。
- (5) 気軽に利用できる図書館
子どもから高齢者・障害者まで等しくサービスが受けられるために、資料面の充実、安全な使いやすい施設への配慮を行う。また、住民の利用しやすい時間帯・曜日に開館し、市民生活に密着した運営が必要である。
同時に、病院入院者・高齢者施設入所者、障害者など図書館にこられない利用者の宅配サービス等も考慮する必要がある。
- (6) AV（視聴覚）資料の充実と、電子図書館機能など情報通信技術を活用した図書館
CD、DVD、ビデオ等のAV資料を充実する。ホームページによる情報提供や外部データベースの活用など、インターネットの普及に対応した利用者へのサービスを追及する。

2. 図書館システムとネットワークのめざす姿

- (1) 新図書館を中心とした図書館システム
3つの図書館（赤坂・熊山・吉井）の施設を直ちに充実させることは、財政的に限界があり困難な状況にある。したがって現状の地域図書館としての役割の中で、中央図書館と地域図書館による一体的なシステムにより、全市に対する図書館サービス網を構築する。システム内では、①資料の収集・保存・提供を一体化するとともに、資料保存やレファレンスサービスなどにおける中央図書館と地域図書館の役割を明確化する、

②どの図書館からも全館の資料の貸出・返却・予約を可能とする、③全館の資料の検索、予約、貸出ができるよう、コンピュータシステムを一体化するとともに、資料の搬送体制を整える、④その他、未整備地域へのサービスや読書普及事業などは全市的に取り組む。すべての市民の基本的レベルでの資料・情報への要求に応えるため、中央図書館と3つの地域図書館による図書館システムの構築は必要不可欠である。これに加えて、市内の学校や公共施設と図書館とが一体的に蔵書検索できるようにする等、市内の施設との協力体制を広げる。

(2) 中央図書館のあり方——システムの中核として

中央図書館は、図書館システムの中核としての機能とともに、それ自体地域の図書館のひとつとして役割を担うものであり、その両面から「収集機能」「保存機能」及び「利用機能」の三機能の充実を図る。

(3) 中央図書館のあり方——ネットワークの窓口として

中央図書館は、県立図書館、他市町村の図書館、国立国会図書館と図書館ネットワークを形成し、資料の貸借やレファレンスサービスにおいて相互協力の窓口としての役割を果たす。図書館ネットワークはさらに大学図書館や専門図書館へも広げなくてはならない。

Ⅷ 新図書館に具備する施設、設備・備品

新図書館に備えるべき施設、設備・備品は住民が使いやすく快適に過ごせる空間を確保すると同時に、あらゆる世代や能力の人々にやさしいユニバーサル・デザインを取り入れたものとする。

そして、人口5万人規模にふさわしい図書館サービスを実施するために、次のようなスペースの確保及び設備を具備する必要がある。

1. 開架フロア

図書 12～13 万冊に新聞・雑誌、AV資料を開架する。入口にBDS（貸出確認装置）を設置する。

(1) 一般開架図書等のスペース

次のような資料の書架やコーナーを含むものとする。

①一般図書

②レファレンス資料

③地域資料・行政資料

以上合わせて8～9万冊、書架、展示用書架や展示台、テーブルやソファ、資料検索用端末、パソコンが利用できる設備等を含む。

特色のある資料、青少年のための資料の書架やコーナーも検討する。

④AV資料

CD、DVD、ビデオ等約7千点、鑑賞席については検討課題

⑤新聞・雑誌

新聞約20紙、雑誌約300誌、くつろぎとゆとりのあるスペースとす

る。

(2) 子どものスペース（約4万冊）

①絵本のコーナー

絵本展示架、紙芝居架、マットやカーペットなど

②児童図書のコーナー

書架、展示架、テーブル、ソファなど

③お話の部屋

絵本のコーナーに接し、通常は絵本などが自由に読める場とする。

2. その他の利用者用スペース

(1) 対面朗読室

対面朗読のための設備と、録音テープなどの資料の収蔵棚など

(2) 多目的室（約100席、2室に区切って使用可とする）

映像音響機器装置を備える。

(3) ボランティア活動のスペース

ボランティア活動のため、印刷機、複写機等を備える。

(4) ギャラリースペース

主として壁面を使用。展示パネル、展示ケース等

(5) その他必要なスペース

①トイレ

車いす用トイレを含む。子ども用トイレを子どものスペースに設けるかどうかは設計の中で検討。

②喫茶コーナー

喫茶コーナー、自動販売機など

③授乳室

場所については設計の中で検討（たとえば子どものスペースに）

④階段、エレベータ等

3. 書庫

収蔵能力12万冊（新聞・雑誌の収納棚を含む）とし、集密書架と固定式書架のスペースを半々とする。

一部を開架書庫とするかどうかは設計において検討。

4. 移動図書館サービスのためのスペース

移動図書館サービスのための書庫と車庫

学校や公民館への配本サービスのためのスペースを兼ねる。

5. 管理・運営のスペース

- (1) 事務室、作業室
- (2) コンピュータ室
- (3) スタッフラウンジ
- (4) 倉庫

6. 設計において留意する点

- (1) バリアフリーへの配慮
- (2) 屋内の読書環境への配慮
色彩、採光（自然光の取り入れ）、通風、換気、照明
- (3) 環境への配慮
太陽光発電設備、雨水利用のための地下貯水槽、騒音対策、景観
- (4) 地震・火災への配慮
- (5) 情報化への対応（LANの整備など）
- (6) 防犯対策

IX 新図書館建設の基本方針

新しい図書館は、今後半世紀以上利用しなければならない住民施設である。田園都市が持つ地域特性を建築と周辺整備などに生かしながら、図書館法第3条の「図書館奉仕」の理念のもと、図書館の全体構想を踏まえ、住民の利用を重視し、計画から運営まで住民の参加を得て図書館づくりを協働で進める。

<新図書館概要>

1. 建設計画

- (1) 施設規模 地上2階建て 延床面積 約3,000㎡
- (2) 蔵書冊数（開架12万～13万冊＋新聞・雑誌・AV資料等約2万～3万冊
点、書庫：図書約7万冊＋新聞・雑誌等の収納スペース）
 - 一般図書 8万～9万冊
 - 一般図書
 - レファレンス資料
 - 地域・行政資料
 - 青少年向け図書（ヤングアダルト図書——児童図書にも含む）
 - 児童図書 約4万冊
 - 新聞・雑誌 新聞約20紙、雑誌約300誌
 - AV（視聴覚）資料 約7,000点
 - CD、DVD、ビデオテープなど
 - 視聴覚障害者用資料
 - 録音図書など
 - 書庫 図書 約7万冊
 - 新聞・雑誌等の収納スペースは図書に換算して約5万冊分

2. 設計者の選定方法

よい図書館建築を行うためには、意欲ある優れた建築家を選ぶことが不可欠である。

選び方には、設計料の多寡により選ぶ方式（入札方式）や設計案を選ぶ方式（設計競技コンペ方式）があるが、最近は計画条件に基づいて設計のコンセプト（基本概念）や主たるプロポーザル（提案）を求め、審査委員会が特定の設計者を判定するプロポーザル方式がある。

競技設計では、図面による判定を行うが、プロポーザル方式では設計者の建築観、図書館に対する理解、設計の考え方・進め方、設計担当者とチームの構成、これまでの実績などから総合的に判定を行う。

プロポーザル方式は、初期段階から発注者と協議体制で設計を進めることができ、最近の図書館建設に多く見られる。なお、条件については競技設計方式と同じく、公正な審査機関、審査の公開、適切な報酬の支払いなどが必要となる。

これらの方式のうち、新図書館の設計者の選定については、サービス向上を図る上で必要となる様々な機能に加えて、新市の「顔」としてふさわしい図書館としての品位とシンボル性が要求される建物であり、これらが効果的に機能できる施設を計画するには、設計者の創造性、技術力、経験を判断できる指名型プロポーザル方式の採用が望ましいと考える。

3. 建設推進スケジュール

| 年度 | 推進内容 |
|----|--------------------------------|
| 17 | ・基本計画策定 |
| 18 | ・プロポーザル実施 ・基本、実施設計 ・解体工事 |
| 19 | ・本体、外構工事 |
| 20 | ・新図書館オープン予定（4月） |